

東葛テクノプラザ研究開発室等管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県東葛テクノプラザ(以下「テクノプラザ」という。)の研究開発室等の管理について、千葉県東葛テクノプラザ設置管理条例(平成10年千葉県条例第1号。以下「条例」という。)及び千葉県東葛テクノプラザ管理規則(平成10年千葉県規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(研究開発室等の利用手続)

第2条 研究開発室等利用申込者は、規則第3条第1項に定める研究開発室等利用承認申込書(以下「申込書」という。)を条例第5条に基づき指定された指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、申込書を受理した場合、次の各号の項目等について調査又はヒアリングし、東葛テクノプラザ研究開発室等入居審査委員会(以下「委員会」という。)に諮るものとする。

- 一 研究開発室等の部屋の確保の困窮度
- 二 研究開発等の内容又は支援内容
- 三 経営方針、経営状況又は将来性
- 四 使用料等の継続支払い能力
- 五 所属業種、団体、組織及び取引先
- 六 テクノプラザの事業、運営に対する理解及び協力

3 指定管理者は、委員会の意見等を参考に条例第8条第1項に定める研究開発室等の利用を承認する。

4 指定管理者は、研究開発室等の利用を承認したときは、次の各号に掲げる事項を付して知事に報告する。

- 一 委員会資料
- 二 委員会議事録
- 三 承認した企業又は個人の名称等
- 四 承認した理由
- 五 不承認とした理由
- 六 承認した研究開発室等の部屋番号

(利用の承認の取り消し等)

第3条 利用の承認の取り消し等ができる場合は、条例第14条に定めるものの他、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 条例第16条に定める使用料(以下「使用料」という。)を3月以上滞納したとき
- 二 3月以上にわたり研究開発室等を正当に利用しないとき

(利用者の費用負担)

第4条 条例第8条に定める研究開発室等の利用者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- 一 研究開発室等の電気、水道、下水道、電話等の工事費及び使用料
- 二 研究開発室等の冷暖房の空調等に要する費用
- 三 研究開発室等の清掃費用及び蛍光灯等の軽微な修繕(取替)に要する費用
- 四 設備及び備品の設置及び撤去に要する費用
- 五 廃棄物、廃液の保管及び処理に要する費用
- 六 利用者の設備・備品等に課せられる不動産取得税及び固定資産税等の公租公課
- 七 その他別に定める費用

(機密保持)

第5条 利用者は、テクノプラザ内において知り得た他の利用者の研究開発内容等及び業務上の秘密については、機密保持に努め、第三者に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。

(利用時の事故災害の責任)

第6条 テクノプラザ内で利用者が起こした事故、災害等については、利用者の責任において処理するものとする。

(料金の改定)

第7条 指定管理者は、利用承認期間中に、知事が使用料を改定した場合は、改定後の使用料を利用者に支払わせるものとする。

(補足)

第8条 この要綱に定めるほか、研究開発室等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。